

議第57号

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項第2号中「この場合において」の右に「、同項第4号イ(ア) a中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または学校教育法（昭和26年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、障害福祉サービスに係る業務に従事した期間が2年以上であるもの（b、dおよびfにおいて「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同号イ(ア) b中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」と、「以上とすること」とあるのは「以上とすること。この場合において、障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員および保育士の数を超えてはならない」と、同号イ(ア) dおよびf中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」とを、「準用する第10号ア」の右に「」と、同号エ(キ)中「内容」とあるのは「事業」と、「行うとともに」とあるのは「行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて」と、「図ること」とあるのは「図ること。この場合において、別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」を加え、同表第2項中「準用する第10号ア」の右に「」と、同号エ(キ)中「内容」とあるのは「事業」と、「行うとともに」とあるのは「行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて」と、「図ること」とあるのは「図ること。この場合において、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」を、「準用する第21号イ」の右に「」と、同表第2項第2号ア中「指導員または保育士」

とあるのは「児童指導員、保育士または学校教育法（昭和26年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、障害福祉サービスに係る業務に従事した期間が2年以上であるもの（イにおいて「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同号イ中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」と、「以上とすること」とあるのは「以上とすること。この場合において、障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員および保育士の数を超えてはならない」を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）に係る同法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者および放課後等デイサービスに係る同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業を行う者に係る放課後等デイサービスの事業の従業者の基準については、改正後の別表第3第1項第2号において読み替えて準用する別表第1第1項第4号イ（ア）a、b、dおよびfならびに改正後の別表第3第2項において読み替えて準用する別表第1第2項第2号アおよびイの規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。